

沖縄県民生委員の定数を定める条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき条例で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数とする。

市町村の区域	定数
宜野湾市	139人
石垣市	79人
浦添市	123人
名護市	109人
糸満市	92人
沖縄市	200人
豊見城市	87人
うるま市	171人
宮古島市	124人
南城市	94人
国頭村	24人
大宜味村	16人
東村	8人
今帰仁村	26人

本部町	36人
恩納村	20人
宜野座村	12人
金武町	24人
伊江村	13人
読谷村	62人
嘉手納町	28人
北谷町	48人
北中城村	29人
中城村	31人
西原町	68人
与那原町	33人
南風原町	66人
渡嘉敷村	5人
座間味村	5人
栗国村	3人
渡名喜村	5人
南大東村	7人
北大東村	3人
伊平屋村	7人

伊是名村	7人
久米島町	23人
八重瀬町	52人
多良間村	5人
竹富町	17人
与那国町	8人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年12月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により民生委員法の一部が改正されたことに伴い、民生委員の定数を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。